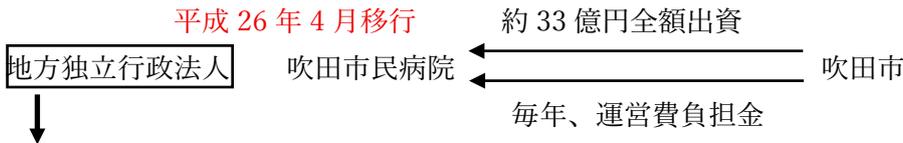


<7つの監査の観点、大きな監査の視点、8つの監査項目>



地方独立行政法人法第2条第1項の定義

- 「①住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な業務及び事業であって
- ②地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、
- ③民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを
- ④効率的かつ効果的に行わせることを目的として…地方公共団体が設立する法人」

監査の観点①②③④から病院事業としては、いわゆる政策医療・高度医療（救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、感染症医療など）が想定される。

監査の観点⑤全国的に政策医療を担う公立病院のほとんどが赤字で（32頁）、吹田市民病院も単年度赤字を計上し有利子負債約150億円、繰越欠損金約40億円、純資産合計も約5億3800万円の赤字（令和6年度末）

監査の観点⑥隣接する国立循環器病研究センターなど多くの急性期病院が整備されている吹田市

監査の観点⑦病院事業を今後も継続的かつ適正運営していくために必要な体制整備

大きな監査の視点

監査の観点①～⑦のもと今後も吹田市民病院が地域医療の中核を担っていくために何が必要か

8つの監査項目

- (1)地方独立行政法人として政策医療、高度医療を適切に実行しているか（観点①～③）
- (2)吹田市という医療体制が整備されている地域において適切に連携が行われているか（国立循環器病研究センターやかかりつけ医などとの連携）（観点⑥）
- (3)厳しい財政・収支状況のもと損益管理、予算の適正な運営、PDCAなど適切な実施（観点⑤）
- (4)不採算な政策医療を担う地方独立行政法人に対して設立団体である吹田市が負担することとされている運営費負担金（法第85条）が適切に運用されているか（観点⑤）
- (5)地方独立行政法人化後10年を経過して、地方独立行政法人化の効果検証（観点①～⑦）
- (6)地域医療の中核を担っていくにあたって必要不可欠な医師の働き方改革への対応（観点⑦）
- (7)地方独立行政法人として、適正に効率的かつ効果的に病院事業を運営しているか（医療機器調達、保守、医薬品などの調達の契約や診療報酬債権の回収）（観点④）
- (8)内部統制を整備し公益通報制度、ハラスメント対応、医療安全管理体制、個人情報保護、情報システムの安全性確保に必要な体制が整備されているか（観点⑦）

【意見の前提となる統計や基礎的な事実関係】

1. 近年の吹田市民病院の財務状況推移（30頁）、損益予算と決算の乖離状況（114～116頁）
2. 大阪府内の他の7公立病院や吹田市民病院の類似病院平均との病院経営指標の比較（34～47頁）
→例えば病床利用率（39頁）、職員給与費（41頁）、材料費（42頁）、老朽化状況（43頁）
3. 令和6年度の法人全体の目標と目標達成状況（90～91頁）
4. 第3期中期目標期間見込評価、令和6年度項目別評価結果（案）（28～29頁）

【監査の結果及び意見】 **結果 15 件、意見 42 件** → 「結果、意見まとめ表」(48～54 頁)

(1) 政策医療（救急、小児など）について

【意見 2】政策医療の需要に応える体制検証→統計（救急 71 頁【吹田市消防本部】、72 頁【時間外】、小児 78 頁）→断り率や断り理由（救急 74 頁、小児紹介 79 頁）の詳細分析を行って引き続き体制構築

(2) 地域の医療機関との連携について

【意見 3】地域医療連携取組の推進→紹介断り事案分析（85 頁）、診療科別の取組強化が必要

(3) 損益管理、予算の適正運営、PDCA などについて

【意見 1】病棟や診療科ごとの損益管理、病床利用率の目標達成に向けた取組が必要、【意見 4】法人の目標と整合した業績評価指標の設定が必要、【意見 10】より実態に即した収入の積算、支出部署での積み上げが必要（→予算と決算の乖離対策）、【意見 11】予算統制の強化が必要

(4) 運営費負担金の運用状況について

【意見 7】運営費負担金の積算基準の見直しが必要→病院側実績額と支出額の差が大（104 頁）、経営指標から見る他病院との比較（106 頁）、独法化後 10 年見直し行われていない

【意見 8】運営費負担金項目ごとの実績額の集計方法見直し（【意見 7】の見直しを行うための前提）、

【結果 1】医師等研究研修費、【結果 2】交付根拠の文書化→（参考）大阪市の例（110 頁）

(5) 地方独立行政法人化の効果検証について【意見 5】

→第 3 期中期目標期間見込評価（大項目すべて A=「計画どおり進んでいる」28 頁）も、財政状況厳しく老朽化指標は上昇傾向（43 頁）、当初の独法化の目的（92 頁）、法人設立前後の経常収支（96 頁）や運営費負担金推移の状況比較（97 頁）等の分析→効果検証とこれを踏まえた長期的視点の計画が必要

(6) 医師の働き方改革などのへの対応について

【意見 12】宿日直制度→導入後時間外労働急減（132 頁）、他方、宿日直時間の時間外手当は支給→運用状況チェックの必要性、【意見 13】～【意見 15】→その他の働き方改革に関する意見、【意見 16】

【結果 5】【結果 6】→労働法遵守状況（割増賃金、管理監督者、変形労働時間）

(7) 地方独立行政法人としての適正・効率的・効果的な事業運営について

①契約

監査で抽出した契約 187 件のうち 55 件（153 頁）→【結果 7】～【意見 25】契約方法選定、予定価格資料保存、入札参加者増などの取組の文書化、不正防止に向けた取組等

②物流管理（SPD）

独法化後、同一業者→【意見 26】～【意見 28】業者への立入権（監督）、将来の業者固定化回避策検討

③診療報酬債権回収

統計（188、190、194 頁）→【意見 29】～【結果 10】→規程整備、マニュアル不備、消滅時効管理等

(8) 内部統制の整備状況

①内部統制体制の整備【結果 3】→リスク分析評価のモニタリング不足

②公益通報制度（過去利用実績 0 件）、ハラスメント対応窓口（一定利用あり）について

【結果 11～15】【意見 33～39】令和 4 年 6 月施行公益通報者保護法改正法対応不備、制度の周知、ハラスメント通報保護者の徹底、研修の実施など

③個人情報保護→【意見 40】研修受講率（225 頁）

④情報システムの安全性→【意見 41】他病院での被害事例を参考に更なるサイバー攻撃対策体制整備

⑤医療安全管理体制整備→【意見 42】医師による巡回（ラウンド）指導の実施の検討

(9) 旧病院跡地売却に向けた経過の市民への情報提供など【意見 32】→過去に大幅減損処理も実施

【おわりに】（240 頁）→監査の過程で監査人が感じた公立病院をとりまく様々な「ジレンマ」

「地方公共団体が認めるもの」の条文に込められた意味→【意見 6】市議会等における病院職員の出席